

第5章 船舶安全法

問3-5-1

次の文は船舶安全法の概要について述べたものです。 [] 内にあてはまる語句を下記の語群の中から選び答えなさい。

船舶安全法は、船舶の [] について主として施設面から規定した法律であり、わが国の船舶を [] の用に供するための条件として、当該船舶が、その [] (船舶が航行上、通常生ずることのある危険に堪え、安全に航行できる性能) 及び [] の安全を確保するために必要な船体、 [] 、設備等に関する技術上の基準に適合するよう施設することを求めている。

(語群)

安定性	船体	経済性	機関	設備	人命
安全性	堪航性	危険	航行	荷役	

問3-5-2

船舶安全法において、船舶や物件に対し適用される強制検査の種類を5つ書きなさい。

1	
2	
3	
4	
5	

問3－5－3

次の文章は船舶安全法について述べたものである。正しいものには○、間違っているものには×を付けなさい。

- () 1. 第1種中間検査は、特殊船及び総トン数15トン以上の旅客船は定期検査から1年毎に行われる。
- () 2. 臨時航行検査とは、船舶検査証書を持たない船舶を臨時に航行の用に供するときに行う検査である。
- () 3. 製造検査とは、長さ30m以上の船舶の製造時に製造者が受ける検査であり、任意検査である。
- () 4. 短航海に従事する船舶であって船舶検査証書の有効期間が満了する際航海中となる船舶について、2週間以内の延長が認められる。
- () 5. 「短航海」とは、航海を開始する港から最終の到着港迄の距離が千海里を越えない航海をいう。

問3－5－4

次の文章は検査について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- () 1. 定期検査とは、船舶検査証書の有効期間が満了した時に行う船舶の船体、機関、設備等について行う精密な検査である。
- () 2. 中間検査は定期検査と定期検査の中間に於いて、船舶検査証書の残存有効期間内の安全性を担保するため船舶の船体、機関、設備等の全般について行う簡易な検査であって第1種中間検査および第2種中間検査の2種類がある。
- () 3. 第2種中間検査は主に国際航海に従事する船舶（外航貨物船）の場合に受けるもので定期検査から1年毎に行われる検査で、浮上中で受検可能である。
- () 4. 臨時航行検査とは船舶検査証書を持たない船舶を臨時に航行の用に供する時に行う検査である。
- () 5. 製造検査とは長さ30m以上の船舶の製造時に製造者が受けなければならない検査である。

問3－5－5

次の文章は船舶安全法について述べたものです。正しいものに○、誤っているものに×を付けなさい。

- () 1. 臨時航行検査とは、船舶検査証書を持たない船を臨時に航行の用に供する時に行う検査である。
- () 2. 製造検査とは、長さ20m以上の船舶の製造時に製造者が受けなければならない検査である。
- () 3. 船舶の航行区域は、平水、沿海、、遠洋の3種類に区分される。
- () 4. 従業制限は第1種、2種、3種に区分され、第1種は主として沿岸漁業に従事する船舶に適用される。
- () 5. 定期検査は船舶の大きさ、航行区域などに応じて3年または6年と定められている。

問3－5－6

次の文章で正しいものに○、間違っているものには×をつけなさい。

- () 1. 非旅客船において、日本海事協会の行った検査は、管海官庁が検査を行ったものとみなされる。
- () 2. 総トン数20トン未満の漁船は、全て船舶安全法の適用除外になる。
- () 3. 沿海区域とは、海岸から30海里以内の水域及び定められた水域を言う。
- () 4. 推進機関を有する船で、長さ5m未満、輸送人員3人以下、船外機の出力5PS以下の条件を満足すれば、船舶安全法の適用除外になる。
- () 5. 船舶安全法に定義されている小型船舶とは、総トン数20トン未満のものを言う。

問3－5－7

次の文章は船舶安全法について述べたものである。正しいものに○、誤っているものに×を付けなさい。

- () 1. 長さ30m未満の船舶の製造検査は任意である。
- () 2. 小型船舶とは、総トン数20トン未満の船舶をいい、総トン数20トン未満であっても小型漁船は含まれない。
- () 3. 船舶検査は管海官庁（運輸局長等（含海運支局長等））が行う。ただし、総トン数20

トン未満の船舶は日本海事協会が行うことになっている。

- () 4. 航行区域で近海区域とは、海岸から20海里以内の水域および特に定められた水域のことという。
- () 5. 船舶機関規則では、原動機、動力伝達装置、軸系、ボイラ、圧力容器、補機および管装置並びにこれらの制御装置を機関という。

問3-5-8

次に掲げる(1)～(5)に示す略符又は略称と関係のあるものを右側のイ～ホより選び線で結びなさい。

- (1)  • (イ) 改造修理認定事業場
- (2) N K • (ロ) 製造認定事業場
- (3) H K • (ハ) 整備認定事業場
- (4)  • (ニ) (財)日本船用品検定協会
- (5)  • (ホ) (財)日本海事協会

問3-5-9

次の文章は船舶安全法について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- () 1. 船舶安全法は船舶の安全について、主として施設面から規定した法律である。
- () 2. 沿海区域とは海岸から30海里以内の水域及び特に定めた水域をいう。
- () 3. 小型船舶とは総トン数5トン未満の船舶をいう。
- () 4. 旅客船とは旅客定員が12名を超える船舶をいう。
- () 5. 長さ30m未満の船舶の製造については、任意に製造検査を受けることができる。

問3－5－10

次の文章で正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- () 1. 沿海区域とは海岸から100海里以内および特に定められた水域を言う。
- () 2. 遠洋区域には、平水、沿海、近海などのすべての水域を包含する。
- () 3. 従業制限において、小型第1種は主として沿岸の漁業、小型第2種は主として遠洋の漁業に従事するものが対象である。
- () 4. 従業制限は漁船以外に対しては適用されない。
- () 5. 漁業に関する試験・検査・指導・練習および取締まりの業務をするものも、特殊の漁業を行う漁船である。

問3－5－11

次の文は従業制限について説明したものです。 [] 内に適当な語句を下記語群より選び記入しなさい。

従業制限は総トン数20トン以上の漁船では第1種、第2種及び第3種の3種、総トン数20トン未満の漁船では小型第1種及び小型第2種の5種に区分されておりその概要は以下のとおりである。

第1種……………主として [] の漁業

第2種……………主として [] の漁業

第3種……………主として [] の漁業

小型第1種………主として沿岸の漁業（ [] 海里以内）

小型第2種………主として沿岸及び [] の漁業

(語群)

平水	沿岸	沿海	近海	遠洋	調査
取締	特殊	運搬	12	20	100

問3－5－12

次の文章は従業制限について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を（　）内に記入しなさい。

- （　）1. 従業制限は総トン数20トン以上の漁船では第1種、第2種および第3種、総トン数20トン未満の漁船では小形第1種、小形第2種および小形第3種の6種に区分されている。
- （　）2. 主として遠洋の漁業に従事する総トン数49トンの漁船は第2種漁船という。
- （　）3. 主として沿岸で操業する総トン数30トンの漁業練習船は第1種漁船という。
- （　）4. 100海里以内で操業する総トン数19トンの漁船は小形第1種漁船という。
- （　）5. 母船式漁業に従事する漁船は第3種漁船という。

問3－5－13

船舶の海上試運転に関して記述したものである。正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- （　）1. 速力試験は、船舶の総トン数に関係なく全力状態だけ行えばよい。
- （　）2. 主機関回転速度は、固定ピッチプロペラ・可変ピッチプロペラに関係なく、各分力回転速度で行わなければならない。
- （　）3. 可変ピッチプロペラを装備している船舶の主機関は、回転速度を一定にして翼角変化で各分力試験をすることができる。
- （　）4. 続行試験は、連続最大出力回転速度で少なくとも1時間続行を行い、各部の耐久性を確認する必要がある。
- （　）5. 海上試運転方案は、その船舶の用途などに対し適正であるか審査されたものでなければならない。

問3－5－14

次の文章は船舶検査の方法について述べたものです。正しいものには○、誤っているものには×を（　）内に記入しなさい。

- （　）1. 中間検査の時期の延期について、外航旅客船は中間検査の時期を経過する際、外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向か航海中となる船舶について、5月以内の延期が認められる。他の船舶については認められない。

- () 2. 検査中に船舶が他の管海官庁の管内に移転した場合、所定の手続きをすれば移転先で引き続き受検できる。(検査の引継)
- () 3. 定期、中間、臨時検査において製造検査または予備検査に合格した後、初めて船舶に備え付けられる物件の検査は省略される。
- () 4. 定期または中間検査において整備認定事業場が確認した後、30日以内に船舶に搭載する場合は、整備した物件の検査は省略される。
- () 5. 定期、中間又は臨時検査に当たって型式承認品である物件は検査が省略される。

問3－5－15

次の文章は海上試運転について述べたものです。正しいものに○印を、間違っているものには×印を()内につけなさい。

- () 1. 速力試験は、総トン数100トン未満の船舶にあっては、全力状態のみで行ってもよい。
- () 2. つい增速力試験では、主機関の回転速度は、陸上公試事の $2/4$ 、 $3/4$ 、 $4/4$ の各分力回転速度で行う。
- () 3. 始動試験では始動空気槽を所定の圧力まで充氣し、規定の回数起動できることを確認し、起動回数のみを記録する。
- () 4. 続航試験は常用出力回転速度で少なくとも1時間続航を行い、各部の耐久性を確認する。
- () 5. 後進時の回転速度は、原則として前進連続最大出力回転速度の70～75%の回転速度とする。

問3－5－16

次の文章は、船舶安全法関係において使用される用語について述べているが、正しいものに○、誤っているものに×を付けなさい。

- () 1. 小型漁船とは、漁船のうち総トン数15トン未満のものをいう。
- () 2. 漁船には、漁ろう場から漁獲物またはその加工品を運搬する船舶は含まれない。
- () 3. 旅客定員が20人を超える船舶を旅客船という。
- () 4. 小型船舶とは、総トン数15トン未満の船舶をいう。
- () 5. 一国と他の国との間の航海を国際航海という。

問3－5－17

次の文章は船舶安全法関係において使用される用語の意義について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. 旅客船とは旅客定員が12人を越える船舶をいう。
- () 2. 旅客船であるか否かの識別は、船舶検査証書の最大搭載人員の旅客の欄に記載された数によって行われる。実際に旅客を搭載しているか否かは問わない。
- () 3. 専ら漁労に従事する船舶の内、総トン数20トン未満の船舶は小型漁船の一つである。
- () 4. 専ら漁労場から漁獲物またはその加工品を運搬する船舶は作業運搬船という。
- () 5. 小形遊漁兼用船とは専ら遊漁または漁労に従事する総トン数20トン未満の船舶であって、遊漁と漁労を同時にする船舶を言う。

問3－5－18

下記は船舶安全法に關係する用語について述べたものである。(a)、(b)いずれか正しいものに○印を付けよ。

- (1) 旅客船
 - (a) 乗組員を含めた乗船者が12人を超える船舶
 - (b) 旅客定員が12人を超える船舶
- (2) 小型船舶
 - (a) 総トン数が5トン未満の船舶
 - (b) 総トン数が20トン未満の船舶
- (3) 小型遊漁兼用船
 - (a) 専ら遊漁及び漁ろうに従事する総トン数20トン未満の船舶であって、遊漁と漁労を同時にするもの
 - (b) 専ら遊漁及び漁ろうに従事する総トン数20トン未満の船舶であって、遊漁と漁労を同時にしないもの
- (4) 主要な補助機関
 - (a) 発電機（非常用は除く）を駆動する補助機関
 - (b) 発電機（非常用は除く）を駆動する機関及び船舶の推進に關係のある補機を駆動する補助機関

(5) 圧力容器

- (a) ボイラ以外の気体又は液体が内部にある容器又は熱交換器であって、常用最大圧力が1kg/cm²を超えるもの
- (b) ボイラ以外の気体又は液体が内部にある容器又は熱交換器であって、常用最大圧力が10kg/cm²を超えるもの

問3-5-19

次の文章は船舶安全法の検査について述べたものである。正しいものには○、間違っているものには×をつけなさい。

- () 1. 船舶検査証書の交付を受けていない船舶を、臨時に航行させるときに受ける検査を臨時検査という。
- () 2. 小型船舶の船体、機関、法定備品について、個別に製造者段階で行なわれる検査を製造検査という。
- () 3. 検査を受けた施設や備品等を変えたときに受ける検査を中間検査という。
- () 4. 初めて船舶を航行させるときに受ける検査を準備検査という。
- () 5. 船舶検査証書の有効期限が満了したときに受ける精密な検査を定期検査という。

問3-5-20

次の機器のうち船舶機関規則の第1種補機（船舶の推進に必要な補機）であるものには○印を、そうでないものには×印を()内につけなさい。

- () 1. 主機の潤滑油ポンプ
- () 2. 操舵装置
- () 3. 揚錨機
- () 4. 主要な補助ボイラの給水ポンプ
- () 5. ビルジポンプ

問3－5－21

次の文章は航行区域について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を（　）内に記入しなさい。

- () 1. 平水区域とは海岸から5海里以内の水域並びに特に定められた51の水域
- () 2. 沿海区域とは海岸から20海里以内の水域及び特に定められた水域
- () 3. 近海区域とは東は東経175度、南は南緯11度、西は東経94度、北は北緯63度の線により囲まれた水域
- () 4. 遠洋区域とはすべての水域で、平水区域、沿海区域及び近海区域を包含する
- () 5. 従業制限は総トン数20トン以上の漁船では第1種、第2種および第3種、総トン数20トン未満の漁船では小型第1種及び小型第2種の5種に区分されている。